

秋の交通安全運動

兵庫県の運動の実施期間

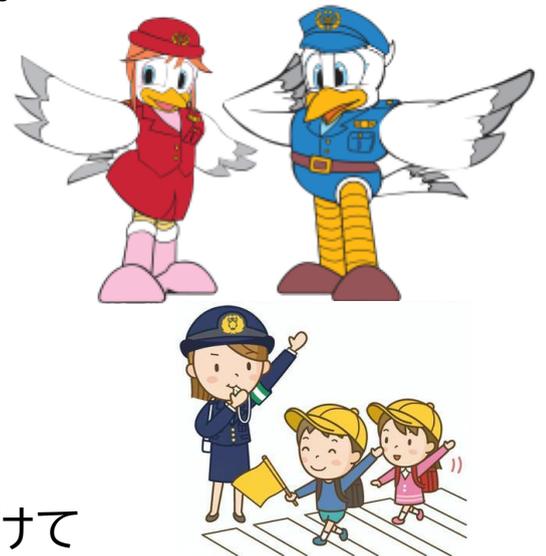
令和5年9月21日(木曜日)から30日(土曜日)までの10日間

交通安全の日

- ・交通安全意識を高める日 9月21日(木曜日)
- ・交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(土曜日)

運動重点

- (1)子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- (2)夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
- (3)自転車等のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底



自転車安全利用に向けて

車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。自転車が車道を通行するときは、自動車と同じ左側通行です。道路の中央から左側部分の左端に寄って通行してください。

自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。

交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

自転車は、道路を通行する際は、信号機等に従わなければいけません。特に、横断歩道を進行して道路を横断する場合や、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示のある場合は、歩行者用信号機に従わなければなりません。歩行者用信号機の青色信号の点滅の意味は、黄色信号と同じです。次の青色信号になるまで待ちましょう。

一時停止標識のある場所、踏切などでは、必ず止まって左右の安全を確認しましょう。

夜間はライトを点灯

無灯火は、他から自転車が見えにくくなるので非常に危険です。安全のため、夜間はライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。

ヘルメットを着用

自転車を運転する場合は、事故による被害を軽減させるため、ヘルメットをかぶりましょう。自転車事故で死亡した人の約7割(注記1)が、頭部に致命傷を負っています。また、ヘルメットの着用状況による致死率では、着用していない場合の致死率は、着用している場合と比較すると約2.3倍も高くなっています。自転車用ヘルメットを着用し、頭部を守ることが重要です。

